

COVID-19にかかる外来診療の概要

2023年6月7日作成

1 外来診療時の院内感染対策

安全性・効率性を担保しながら院内感染を起こさないために、以下の情報をご参照ください。

院内ゾーニング 一般外来から発熱患者を空間的又は時間的に分けることが有効です。

空間的分離	待合室の工夫	発熱患者が自家用車で来院の際は車中で待機など
	診察・検体採取時の工夫	<input checked="" type="checkbox"/> パーティションによる簡易的な分離、空き部屋等の活用 <input checked="" type="checkbox"/> 発熱患者の動線を分離（動線を示す矢印等でわかりやすく誘導すると効果的） <input checked="" type="checkbox"/> 検体採取を屋外で実施（患者が自家用車で待機中の場合は車中など）
時間的分離		一般外来の合間や終了後に発熱患者の診療を行うなど

個人防護具 曝露の可能性の程度に応じて適切に使い分けることが有効です。

サージカルマスク	常に装着（交換の目安：汚染時等）
フェイスシールド （眼の防具）	飛沫曝露のリスクがある場合に装着 （交換の目安：汚染時等）
手袋、ガウン	患者及び患者周囲の汚染部位（検体等）に直接接触する可能性がある場合に装着（交換の目安：患者毎）
N95マスク	エアロゾルを発生させる手技実施の際などに装着

【参考】大阪府ホームページ
個人防護具等について



電子媒体でご覧の場合
QRコードをクリックで
サイトへリンク

その他の対策

- 受診前に、電話連絡を行うよう周知する。
- 院内、診察室等では、十分な換気を行う。 など

参考情報

「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド 第5版」一般社団法人日本環境感染学会



「プライマリ・ケアのための情報サイト」
日本プライマリ・ケア連合学会



2 COVID-19患者の療養の考え方

○発症後5日間が経過、かつ、解熱及び症状軽快から24時間が経過するまでは外出を控えることが推奨されます。

※発症日を0日目とします。無症状の場合は検体採取日を0日目とします。

○また、発症後10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性のあることから、マスクの着用等、周囲の方への配慮が必要。

参考情報

学校保健安全法施行規則において、COVID-19に罹患した児童生徒等に対しては、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を出席停止期間とするとされている。

自宅療養者支援サイト(大阪府)

COVID-19患者と診断された方へ、安心して自宅療養していただくため、必要な情報や支援内容を掲載していますので、必要に応じて患者にご案内ください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshoshien/jitaku_ryouyou/index.html



軽症患者における抗ウイルス薬選択の考え方

- 軽症患者では、**抗ウイルス薬などの特別な治療によらずとも自然に軽快することが多く**、その場合には経過観察のみ、または解熱鎮痛薬や鎮咳薬などの対症療法を必要に応じて行います。
- 初診時に、酸素飽和度を含めたバイタルサイン、発病から何日経過しているか、症状は軽快しているか、年齢・基礎疾患（重症化リスク因子）、ワクチン接種歴などを確認しましょう。
- 診察時は軽症と判断されても、発症2週目までに急速に症状が進行することがあり、高齢者では衰弱の進行、細菌性肺炎や誤嚥性肺炎の合併、せん妄などが出現し、入院治療が必要となることもあります（軽症から、中等症I/IIまたは重症への移行）。高齢以外の重症化のリスク因子のある方も、入院治療が必要となることがあるので注意しましょう。
- 発症から5日以内、かつ重症化リスクが高く病状の進行が予測される場合には、抗ウイルス薬（レムデシビル（ベクルリー点滴静注用）、モルヌピラビル（商品名：ラグブリオカプセル）、ニルマトレルビル／リトナビル（商品名：パキロビッドパック））の投与が考慮されます。
- 発症から3日以内、かつ重症化リスク因子がなく、発熱、咽頭痛、咳などの症状が強い患者には、エンシトレルビル（商品名：ゾコーバ錠）の投与も考慮されます。
- 4剤の抗ウイルス薬のうちどれを選択するかは、**発症からの日数と重症化リスク因子の有無に加えて、妊娠の有無、腎機能、常用薬、点滴可能かどうか、変異株の流行状況を見て判断しましょう**（下記の【参考】軽症から中等症Iの患者に対する薬物療法の考え方を参照）。

6月2日現在、中和抗体薬以外のCOVID-19治療薬は一般流通しています

【参考】軽症から中等症 I の患者に対する薬物療法の考え方

薬剤選択において考慮すべき点	
地域で流行している変異株	中和抗体薬の有効性に影響する（有効性は試験管内レベルの実験結果で判断されることが多い） 2022年12月現在、オミクロンに対して、中和抗体薬（日本国内で入手可能な製剤）の有効性は減弱している
点滴治療が可能か	レムデシビルは点滴投与が3～5日間必要である
常用薬があるか	ニルマトレルビル／リトナビルやエンシトレルビルは、相互作用のある薬剤が多い
腎機能障害があるか	レムデシビル、ニルマトレルビル／リトナビルは、腎機能障害がある場合、減量または投与を避ける必要がある
妊娠をしているか	モルヌピラビルやエンシトレルビルは催奇形性の懸念があり、妊婦または妊娠している可能性のある女性には禁忌

図4-1 重症度別マネジメントのまとめ

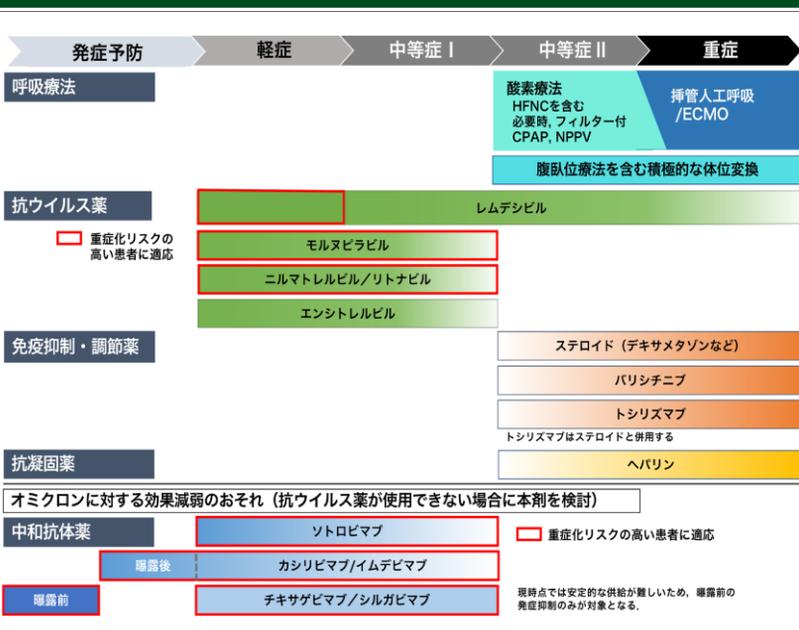


表2-1 主な重症化のリスク因子

- ・ 65歳以上の高齢者
- ・ 悪性腫瘍
- ・ 慢性呼吸器疾患（COPDなど）
- ・ 慢性腎臓病
- ・ 糖尿病
- ・ 高血圧
- ・ 脂質異常症
- ・ 心血管疾患
- ・ 脳血管疾患
- ・ 肥満（BMI 30以上）
- ・ 喫煙
- ・ 固形臓器移植後の免疫不全
- ・ 妊娠後半期
- ・ 免疫抑制・調節薬の使用
- ・ HIV感染症（特に CD4 <200/μL）

詳細は下記診療の手引き第9版をご確認ください。



新型コロナウイルス感染症診療の手引き第9版

・重症度は発症からの日数、ワクチン接種歴、重症化リスク因子、合併症などを考慮して、繰り返し評価を行うことが重要である。
 ・個々の患者の治療は、基礎疾患や合併症、患者の意思、地域の医療体制などを加味した上で個別に判断する。
 ・薬物療法はCOVID-19やその合併症を適応症として日本国内で承認されている薬剤のみを記載した。詳細な使用法は、「5 薬物療法」および添付文章などを参照すること。

4 外来診療時の診療報酬上の特例(一部抜粋)

診療報酬の算定、診療報酬明細書への記載等に関する問い合わせは[近畿厚生局](#)へお願いします。

問合せ先

近畿厚生局指導監査課 指導第1グループ
(主な業務内容) 医科の保険請求に関する指導監督

【TEL】
06-7663-7665

	診療行為	点数・点数名
外来①	受入患者を限定しない外来対応医療機関であって、COVID-19患者又はその疑い患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施 ※現に患者を限定していても、8月末までに受入患者を限定しない形に移行する外来対応医療機関は算定可能。ただし、受入患者を限定しない形に移行する時期を明示したものを院内に掲示。(例:○月△日から など)	300点 [院内トリアージ実施料(特例)]
外来②	外来①の要件を満たしていない医療機関が、COVID-19患者又はその疑い患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施	147点 [特定疾患療養管理料(100未満の病院)(特例)] ※診療所も算定可
療養指導	入院中以外のCOVID-19患者に対し、診療(往診、訪問診療、電話や情報通信機器を用いた診療を除く。)において、家庭内の感染防止策や重症化した場合の対応等の療養上の指導を実施 ※発症日(無症状は検体採取日)から起算して7日以内に限り算定可能	147点 [外来②と同じ] ※外来①、②と併算定可
検査	入院中以外で、小児科外来診療料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、小児かかりつけ診療料、生活習慣病管理料、手術前医学管理料又は在宅がん医療総合診療料を算定する患者に対し、COVID-19検査を実施	検査料及び判断料も算定可能
入院調整	COVID-19患者について、入院調整を行った上で、入院先の医療機関に対し診療情報を示す文書を添えて患者の紹介を行い、診療情報提供料(I)を算定する場合 ※小児科外来診療料等の診療情報提供料(I)に係る費用が当該管理料等に含まれる場合において、上記同様に紹介した場合も含む	950点 [救急医療管理加算1(入院調整)(特例)]

上記表の詳細

上記表の情報を含め、令和5年5月8日以降におけるCOVID-19に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについては、下の厚生労働省事務連絡に記載されていますので、ご参照ください。

○令和5年3月31日付け厚生労働省保険局医療課発出の事務連絡

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001083715.pdf>



その他のCOVID-19の診療報酬に関する国通知等

COVID-19に関する診療報酬上の取扱い等の通知は、近畿厚生局のホームページで確認できます。

○近畿厚生局ホームページ

「新型コロナウイルス感染症に関する通知について」

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/newpage_00237.html

